

進路だより

「前期現場実習」が始まります

高等部では、来週から現場実習が始まります。今回は、大牟田市、みやま市、柳川市、荒尾市、長洲町の34の事業所にお世話になります。子どもたちは、実習に向けて準備をすすめてきました。一人ひとりが、仕事のやりがいや喜びを感じ、成長できる、よい学びの機会となることを願っています。



令和5年度 前期現場実習 実習先

【生活介護】

生活支援センターこすもす（大牟田市）
 萌友園（みやま市）
 第二萌友園（みやま市）★
 やまさん（みやま市）
 び〜ず南（大牟田市）
 SUN☆フラワー（大牟田市）
 ふれんず（大牟田市）
 わがんせ（荒尾市）
 くじらのせなか（長洲町）
 たからばこ（柳川市）★

【就労継続支援A型】

くすの木苑（みやま市）
 大牟田恵愛園（大牟田市）
 恵愛ワークセンター（大牟田市）
 大牟田ワークステーション（大牟田市）
 オアシス（大牟田市）
 び〜ず南（大牟田市）
 リフォルマ（大牟田市）
 森の工房どんぐり（大牟田市）
 たんぼぼ（大牟田市）
 ワークショップはあもにい（柳川市）

【就労継続支援A型】

ニューフィールド（大牟田市）
 合同会社ちひろ（荒尾市）
 リード倉永（大牟田市）
 東西食鶏加工（佐賀市）

【一般企業・その他】

ナフコ大牟田店（大牟田市）★
 グループホームファミリー（大牟田市）
 グリーンコープ上官店（大牟田市）
 マルキョウ高泉店（大牟田市）
 あずみうどん（大牟田市）
 リサイクルプラザ（大牟田市）
 高齢者総合ケアセンターサンフレンズ（大牟田市）
 ミスタードーナツイオンモール大牟田（大牟田市）
 マックスバリュ久福木店（大牟田市）
 現代ビルサービス（大牟田市）
 新大牟田恵愛園（大牟田市）

★は、新規の事業所

近年、生徒数の増加に合わせて、実習先の確保が課題となっています。現場実習は、地域の事業所の協力により実現しています。本校の教育活動に関心と理解があり、実習を受け入れていただける事業所様を、随時募集しています。

実習中の注意事項（保護者様） 再度確認です。

- 「実習日誌」の保護者欄は、毎日記入してください。
- 最終日の反省会には、遅刻されることのないよう、事前に時間や場所を確認していただきますようお願いいたします。反省会終了後、生徒は保護者と帰宅します。 **ご協力よろしくお願ひします。**

新施設オープン！

特定非営利法人ささえ愛 「新 ワークショップ はあもにい」

5月27日（土）に、柳川市の就労継続支援A型・B型事業所「ワークショップはあもにい」「レストラン暖輪」が統合され、新しい建物に移転されました。

新しい施設は平屋で、車椅子の方でも利用できる広くてフラットな施設となっています。レストランはなくなりましたが、以前から展開されていたお弁当の製造・販売部門はそのまま残り、運営されます。利用者さんの作業内容は、時期によって変わりますが、JA選果場や地元企業に数名のグループで出かけて行う「施設外就労」や、「施設内作業」があります。「施設内作業」では、厨房での調理補助・洗い物のほか、牡蠣の貝殻をひもでつないでいく作業（完成したものは海苔の養殖に使用されるそうです）、学校で使用される文具の検品・包装などを行っています。建物の横には500坪の広い農地があり、今後は専門家の指導を受けて様々な野菜や果実を栽培し、とれた野菜や果実をお弁当の具材として利用する計画もあるそうです。本校の卒業生もお世話になっている「ワークショップはあもにい」、機会があればぜひ見学に行かれてみて下さい。（事業所見学のご希望は、進路指導部までご相談ください。）



建物外観。まだ一部工事中です

住所 福岡県柳川市大和町豊原392-1
 電話番号 ☎0944-32-8735



牡蠣の貝殻。中央に穴が開いています。



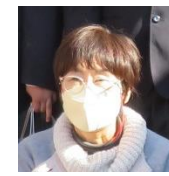
広い厨房



食堂 兼 休憩室



広い土地は農地になる予定



脇山施設長。いつも明るく利用者さんに接していらっしゃる名物施設長です♪



障害者手帳について

本校では、障害者手帳をお持ちでない方には、取得をおすすめしています。卒業後、A型・B型等の障害福祉サービスの利用を希望される場合、障害者手帳の所持は必ずしも利用条件ではありませんが、一般企業への就職を希望される場合は、本校の卒業生は「障害者雇用」となるため、手帳の所持が必須となります。また、就職された後も、定期的に更新手続きを行うことが必要となります。一般企業への就職を希望される方は、必ず手帳を取得していただくようお願いしています。手帳があると、障害者総合支援法の対象となり、所得税や住民税が減額になったり、バスの運賃が割引になったりするなど、様々なサービスを受けることができます。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に定める種類の障害をお持ちの方に交付されます。1級～6級の等級があります。有効期限はありません。

療育手帳

児童相談所などにおいて知的障害であると判定された、原則18歳未満の方に交付されます。A1、A2、B1、B2の4つの等級があります。療育手帳には「次の判定年月」の欄があり、発行する自治体によって、有効期限は異なります(2～5年)。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害の状態にあると認められた方に交付されます。精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級～3級の等級があります。有効期限は2年で、2年ごとに医師の診断書を提出する必要があります。

精神手帳を取得するには、病院に6ヶ月以上かかっていることが必要です。知的に遅れない発達障害の方は、精神手帳を取得されています。